# 国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行規則 （昭和四十六年大蔵省令第八十二号）

国の所有に属する自動車等の交換に関する法律施行令第一項第二号に規定する財務省令で定める機械器具又は装置は、次に掲げるものとする。

* 一  
  医療用の機器又は装置
* 二  
  計測機器
* 三  
  事務用機器
* 四  
  電気器具（テレビジョン受像機及び音響機器を含む。）

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成九年八月二二日大蔵省令第六五号）

##### １

この省令は、平成九年十月一日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

* 一  
  第一条、第五条（出納官史事務規程第六十七条の二第二項の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十一条（国税収納金整理資金事務取扱規則第三十五号の三書式から第三十七号書式までの改正規定に限る。）及び第十四条の規定  
    
    
  公布の日

# 附則（平成一二年九月二九日大蔵省令第七五号）

##### １

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。